

26信監第11号  
平成26年12月1日

信濃町長 横川正知様  
信濃町議会議長 小林幸雄様

信濃町監査委員 東方久男

信濃町監査委員 青柳秀吉

平成26年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 平成26年度定期監査報告書

## 第1 監査の実施期間

平成26年9月29日から平成26年11月25日まで

## 第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添（12頁）のとおり。

## 第3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

監査の範囲 平成26年4月1日から平成26年9月30日までに執行された事務事業等

## 第4 監査の方法

平成26年度上半期（必要に応じて25年度含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施した。

また、例月現金出納検査の結果も参考にして監査を実施した。

## 第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告とあわせ意見として記載した。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略した。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (平成26年9月30日現在)

(単位：円、%)

| 区 分                       | 予算現額                 | 調定額           | 収入済額          | 調定に対する<br>収入未済額 | 収入率  |       |
|---------------------------|----------------------|---------------|---------------|-----------------|------|-------|
|                           |                      |               |               |                 | 対予算  | 対調定   |
| 一般会計                      | 5,363,195,000        | 3,404,516,866 | 2,884,617,271 | 519,899,595     | 53.8 | 84.7  |
| 国民健康保険<br>特別会計            | 1,305,435,000        | 763,228,982   | 545,123,913   | 218,105,069     | 41.8 | 71.4  |
| 後期高齢者<br>医療特別会計           | 103,341,000          | 67,394,328    | 29,455,428    | 37,938,900      | 28.5 | 43.7  |
| 介護保険事業<br>特別会計            | 865,381,000          | 661,718,268   | 362,823,393   | 298,894,875     | 41.9 | 54.8  |
| 古海診療所<br>特別会計             | 5,048,000            | 280,169       | 329,624       | △49,455         | 6.5  | 117.7 |
| 水道事業<br>特別会計              | 12,529,000           | 3,998,053     | 3,532,613     | 465,440         | 28.2 | 88.4  |
| 下水道事業<br>特別会計             | 482,867,000          | 233,395,218   | 44,000,923    | 189,394,295     | 9.1  | 18.9  |
| 農業集落排水<br>事業特別会計          | 210,272,000          | 127,774,203   | 19,689,693    | 108,084,510     | 9.4  | 15.4  |
| 特定環境保全<br>公共下水道事<br>業特別会計 | 12,032,000           | 8,034,428     | 2,853,528     | 5,180,900       | 23.7 | 35.5  |
| 個別排水処理<br>施設整備事業<br>特別会計  | 11,409,000           | 7,943,419     | 2,664,889     | 5,278,530       | 23.4 | 33.5  |
| 水道事業会計                    | 収益的<br>190,004,000   | 99,888,802    | 94,678,245    | 5,210,557       | 49.8 | 94.8  |
|                           | 資本的<br>5,988,000     | 1,422,262     | 1,422,262     | 0               | 23.8 | 100.0 |
| 病院事業会計                    | 収益的<br>1,418,540,000 | 509,731,222   | 509,731,222   | 0               | 35.9 | 100.0 |
|                           | 資本的<br>274,499,000   | 0             | 0             | 0               | 0    | 0     |

注)：上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## (2) 歳出の状況 (平成26年9月30日現在)

(単位：円、%)

| 区 分                   | 予算現額                 | 支出済額          | 予算残額          | 執行率  |
|-----------------------|----------------------|---------------|---------------|------|
| 一般会計                  | 5,363,195,000        | 1,637,064,725 | 3,726,130,275 | 30.5 |
| 国民健康保険<br>特別会計        | 1,305,435,000        | 548,996,558   | 756,438,442   | 42.1 |
| 後期高齢者医療<br>特別会計       | 103,341,000          | 42,703,871    | 60,637,129    | 41.3 |
| 介護保険事業<br>特別会計        | 865,381,000          | 337,627,145   | 527,753,855   | 39.0 |
| 古海診療所特別会計             | 5,048,000            | 51,999        | 4,996,001     | 1.0  |
| 水道事業特別会計              | 12,529,000           | 3,370,261     | 9,158,739     | 26.9 |
| 下水道事業特別会計             | 482,867,000          | 173,857,826   | 309,009,174   | 36.0 |
| 農業集落排水事業<br>特別会計      | 210,272,000          | 90,254,251    | 120,017,749   | 42.9 |
| 特定環境保全公共<br>下水道事業特別会計 | 12,032,000           | 4,397,718     | 7,634,282     | 36.6 |
| 個別排水処理施設<br>事業特別会計    | 11,409,000           | 4,278,770     | 7,130,230     | 37.5 |
| 水道事業会計                | 収益的<br>190,701,000   | 44,394,011    | 146,306,989   | 23.3 |
|                       | 資本的<br>80,850,000    | 37,661,201    | 43,188,799    | 46.6 |
| 病院事業会計                | 収益的<br>1,889,447,000 | 989,984,606   | 899,462,394   | 52.4 |
|                       | 資本的<br>290,694,000   | 14,275,859    | 276,418,141   | 4.9  |

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

## 第6 監査の意見

### 1 各課等共通事項

#### (1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の平成25年度末の収入未済額は以下のとおり、依然として多額となっており、収入未済額の縮減は、町民負担の公平確立と財源確保の観点からも極めて重要です。 (単位:円)

| 会 計  | 内 容          | 収入未済額       |             |             |
|------|--------------|-------------|-------------|-------------|
|      |              | 平成25年度      | 平成24年度      | 増 減         |
|      |              | (A)         | (B)         | (A)-(B)     |
| 一般会計 | 町 税          | 164,294,271 | 190,335,179 | △26,040,908 |
|      | 農業費分担金       | 0           | 241,000     | △241,000    |
|      | 保育料          | 757,000     | 1,279,400   | △522,400    |
|      | 情報通信使用料      | 447,920     | 433,400     | 14,520      |
|      | 道路使用料        | 21,160      | 18,180      | 2,980       |
|      | 公共物使用料       | 13,920      | 7,200       | 6,720       |
|      | 土地貸付収入       | 9,270       | 0           | 9,270       |
|      | 建物貸付収入       | 302,738     | 540,615     | △237,877    |
|      | 違約金延納利息      | 0           | 1,869,000   | △1,869,000  |
|      | 町営住宅共用部分光熱費  | 10,210      | 0           | 10,210      |
|      | 計            | 165,856,489 | 194,723,974 | △28,867,485 |
| 特別会計 | 国民健康保険税      | 52,237,474  | 64,136,061  | △11,898,587 |
|      | 後期高齢者医療保険料   | 703,300     | 1,192,684   | △489,384    |
|      | 介護保険料(普通徴収)  | 3,914,639   | 3,743,854   | 170,785     |
|      | 水道使用料        | 25,950      | 34,640      | △8,690      |
|      | 下水道受益者負担金    | 9,243,740   | 10,356,240  | △1,112,500  |
|      | 下水道使用料       | 714,350     | 726,350     | △12,000     |
|      | 農業集落排水分担金    | 160,000     | 802,500     | △642,500    |
|      | 農業集落排水使用料    | 89,750      | 116,090     | △26,340     |
|      | 特定環境保全下水道使用料 | 5,390       | 0           | 5,390       |
|      | 個別排水処理施設使用料  | 3,590       | 38,550      | △34,960     |
|      | 計            | 67,098,183  | 81,146,969  | △14,048,786 |
| 合 計  |              | 232,954,672 | 275,870,943 | △42,916,271 |
| 公営企業 | 水道事業         | 4,684,630   | 5,197,226   | △512,596    |
|      | 病院事業         | 189,734,395 | 174,870,367 | 14,864,028  |
|      | 計            | 194,419,025 | 180,067,593 | 14,351,432  |
| 総 計  |              | 427,373,697 | 455,938,536 | △28,564,839 |

町税は、インターネット公売の実施及び長野県地方税滞納整理機構への移管等により、収入未済額の縮減に向けて努力をされていますが、現年度分については新たな滞納を生じさせず、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じられたい。

各課等が所管する税外収入及び公営企業の収益の滞留未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられるので、引き続き早期の解消に努められたい。

## **(2) 事業評価の実施と目標達成・予算編成の取り組み**

第5次長期振興計画の前期基本計画は平成26年度をもって終了し、平成27年度からは後期基本計画となり、現在策定中ですが、各施策指標と目標値の設定にあたっては、前期計画の検証を十分に行い、計画策定の目的適合性に十分配慮されたい。

また、平成25年度は委託費について事務事業評価を実施しました。こうした取り組みを継続され、事業の経済性、効率性、有効性に留意しながら予算編成に生かされることを期待します。

## **(3) 相見積もりの実施**

1社随契のために入札率が100%近くになる事例が多くみられます。金額にもよりますができるだけ相見積もりを実施することにより、節約に努めてください。

## **(4) 事務の適正化**

### **① 固定資産台帳の作成**

普通会計の平成24年度財務諸表が基準モデルによって作成され、10月15日に職員向けの説明会が開催されました。今後は、全ての課、係が所管する固定資産について、耐用年数に基づき、時の経過とともに価値が減少する減価償却額を年度ごとに記載する台帳が必要となるため、関係職員の協力を求めます。

### **② 文書管理の徹底**

4階の文書保管庫を視察したところ、各文書について、保存年限が記載されておりませんでした。また、編冊を各課各係で行っていることから統一されておりません。文書取扱規程の保存文書に関する規定が順守されていない事情は理解できますが、保存文書だけでなく文書管理全体のあり方について職員の意識改革が図られることを期待します。

### **③ 団体事務の適正化**

団体事務が適正に行われているかについて預金通帳、決算書、監査の有無等を調査したところ概ね適正に行われていると認められました。しかし、信濃町日中友好協会について預金通帳の名義が旧総務課長名義で変更が遅れていることや、平成25年度

決算が未承認の状態でしたので是正を求めました。

団体事務が適正に行われるようさらに努めてください。

## 2 各課指摘事項等

### 【総務課】

#### (1) 保存中の文書管理における規程違反解消（庶務係）

##### ① 文書保存の現状

文書保存に関して、文書取扱規程（昭和 47 年 4 月 1 日信濃町規程第 2 号）に準拠しているか調査したところ、以下のとおり、規程違反がありました。

| No | 文 書 取 扱 規 程  | 現 状                              |
|----|--|----------------------------------|
| 1  | (文書の分類)<br>第 35 条 文書の種別及び保存年限は文書分類科目表による。<br>2 文書の分類及びその取扱要領については別に定める。                                    | 科目表なし<br>別に定めなし                  |
| 2  | (編冊基準)<br>第 37 条 完結文書の分類編冊は別に定める文書分類科目表の区分及び次の各号によらなければならない。<br>(4) 編冊要領は様式第 8 号によること。<br>様式第 8 号 ④ 保存年度区分 | 科目表なし<br>保存年度区分なし                |
| 3  | (引継)<br>第 38 条 編冊した完結文書は、文書保存引継書（様式第 9 号）によって総務課に引継がなければならない。  | 引継書なし<br>総務課引継いでいない              |
| 4  | (保存)<br>第 39 条<br>2 書庫に納めた完結文書（以下「保存文書」という。）は文書年度ごとに文書分類科目表の順序に従って整理配列しておかななければならない。                       | 科目表なし<br>各係の書棚に任意に配列されていた        |
| 5  | (保存上の注意)<br>第 40 条 保存文書の保存については毎年 1 回文書保存台帳（様式第 9 号）と照査するほか次の事項に留意しなければならない。                               | 保存台帳なし<br>照査していない                |
| 6  | (保存文書の閲覧)<br>第 41 条 保存文書を閲覧しようとするときは保存文書閲覧簿（様式第 10 号）に記入のうえ、係員の承諾を受けなければならない。（略）                           | 閲覧簿なし                            |
| 7  | (保存文書の携出)<br>第 42 条 職員が公務のため保存文書を携出する必要があるときは主管課長並びに総務課長の承認を受けなければならない。                                    | 総務課長の承認を受けていない                   |
| 8  | (文書の廃棄)<br>第 43 条 総務課長は保存期間を経過した保存文書を廃棄しようとするときは保存文書処分書（様式第 11 号）により当該主管課長に合議のうえ決裁を経て廃棄する。                 | 処分書なし<br>別表の保存期間により<br>主管課の判断で処分 |

|   |   |                  |
|---|---|------------------|
| 9 | 附則<br>3 この規程施行前に完結した文書についても、この規程の定めるところにより所要の手続きを経て管理しなければならない。 | 所要の手続きが文書化されていない |
|---|---|------------------|

規程を順守できない理由は、庶務係によると以下のとおりです。

- イ 職員数の減少（担当職員配置が困難）
- ロ 資料の膨大性（過去からの膨大な公文書や資料等が整理されていない）
- ハ 利便性（総務課を介することなく各課が管理することによる）

## ② 国の対応

公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）が制定され、地方公共団体の文書管理について「第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。」と定めています。第1条の目的には「(略) 行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、(略) 現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定めています。

## ③ 指摘事項

保存中の文書管理における規程違反状態を解消すること。

## ④ 参考意見

- イ 現状を前提として規程違反状態を解消することだけを解決するには、規程を改正して現状に合わせて可能な範囲で様式を改めるか、又は、担当者を配置して現行規定を順守するか選択する必要があります。いずれにしても所要の体制を整えて、今後、新たに作成された公文書等から取り組むこととし、過去に作成された公文書等は保存期間が永久保存とされるものを優先して整備し、10・5・3・1年分は10年間で解消することも実務的対応といえます。
  - ロ 情報法制の環境変化を考慮すると、現状の文書取扱規程は公文書公開条例や個人情報保護条例に対応した規程とは言えず、条例の制定も検討すべきです。
  - ハ 情報システムの発展は、電子文書管理や電子決裁も運用可能な段階にきています。紙と融合を図るためには、文書分類や保管保存基準を策定して、保存文書をすぐに取り出せる管理状態や基準に基づいた安全な廃棄を可能にすべきです。
- 二 公文書の保存から利用を円滑に進めるためには、信濃町公文書館の設置を検討すべきです。旧小学校舎のスペースの活用等も考慮すべきです。



ホ 歴史的価値のある長期保存文書や寄贈文書の管理についても考慮すべきです。

へ 新たな文書管理システムを導入するためにはシステム導入費用や既存文書の整理費用が必要です。また、職員研修を十分に実施して5年程度かけて着実に運用を定着させていく必要があります。

## (2) 還付加算金の未払（税務係）

8月に県から全国で同様の未払いがあると連絡を受け、還付手続きが可能な過去5年分を調べたところ、税金を納めすぎた町民に超過分を返す際、起算日に関する地方税法の解釈を間違えたため、上乘せすべき利息相当分の還付加算金5人分35,100円だけ支払いされていないことが明らかとなりました。

適正な事務処理に努めてください。

## (3) 財務諸表の公表（財政係）

普通会計の平成24年度財務諸表が基準モデルによって作成され、10月15日に職員向けの説明会が開催されました。年度内にホームページによって公表されると伺っています。

普通会計の平成24年度財務諸表が公表されることは評価できますが、以下の作業を進められることで更なる進捗を期待します。

- ① 普通会計の平成25年度財務諸表
- ② 町全体の財務諸表
- ③ 連結財務諸表
- ④ 統一的な基準による財務書類（平成27年度から3年間の移行期間あり）

②の町全体の財務諸表及び③の連結財務諸表を作成するためには普通会計以外の特別会計（公営事業会計）の所管課と連結財務書類対象となる関係団体に対して作成要領に定める調査票作成に連携して取り組まなければなりません。

特に固定資産台帳整備等が必要なことから、関係部署と連携して進めてください。

## 【住民福祉課】

### (1) 地域包括支援センター

3人体制で総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、認知症サポーター養成、地域包括ケアシステム構築等、高齢者の健康生活に重要な事業について積極的に取り組んでいることを評価します。

介護保険法改正に伴い、来年度から要支援認定者の対象業務が町の事業となります。町の第6期介護保険事業計画初年度となります。

こうした環境変化に対応して事業の再構築や関係者間の協調体制、担い手の育成などを進められ、町民が健康で生活するための支援の取り組みを期待します。

## 【教育委員会】

### (1) 一茶記念館

- ① 収蔵庫内に整理の遅れている収蔵品が見られました。冬期間を利用して整理してください。
- ② ラウンジに使用されていないピアノが置かれていました。移動してください。
- ③ 民俗資料棟内の奥に整理されていない民俗資料が積まれておりました。整理する必要があります。
- ④ 民俗資料棟内に展示されている民俗資料に解説や写真等を追加され、教育効果や入館者への満足度を向上される取り組みを求めます。
- ⑤ ホームページを高山村の一茶館と比較したところ、動画の導入、入館割引クーポン、一茶の俳句データベース（収録句数 22,057 句）、オンラインショップ等、入館者や一茶に関心を持たれる人々の満足度向上のために様々な工夫をされており、多くの学ぶべき点が見られました。行政だけでなく民間の創意工夫を取り入れることも重要です。予算やスタッフの制約は理解できますが、年間通常営業も含め、できるところから進められ、入館者や収入の増加につなげてください。

### (2) 柏原保育園（子ども支援係）

- ① 定員 100 人に対して現員 96 人となっています。年齢別では 0 歳児 5 人、1 歳児 10 人、2 歳児 9 人、3 歳児 21 人、4 歳児 27 人、5 歳児 24 人となっています。
- ② 4 月より住民福祉課から教育委員会に所管が変更となりました。保学連携による子育てプランを作成し、子育て支援の充実と、一貫した特別支援教育の体制を整えたことは評価できます。今後は内容の充実を期待します。
- ③ 平成 27 年度より 3 つの認定区分と認定こども園制度が開始されます。保護者が安心して対応できるように特別の配慮をお願いします。

### (3) 地域交流施設（生涯学習係）

- ① 平成 26 年 4 月にオープンした地域交流施設（古間支館）は、耐震補強前の構造耐震指標（Is）が最も低い個所で 0.452 と診断されておりましたが、建設経費 310 百万円、国の補助率 2 分の 1、過疎債 140 百万円をかけて耐震補強を実施した結果、構造耐震指標（Is）が最も低い個所で 0.77 となり、公立学校施設に係る必要補強基準の 0.7 を超えていることを確認しました。
- ② 4 月から 9 月までの利用状況は 363 件 5,340 人となっています。和室、調理室、音楽室、会議室、文化財保存室など多様なニーズに対応して改装されています。更に多くの方々が利用されることを期待します。
- ③ 3 階の活用は今後の課題となっています。公文書館的機能や民俗資料保存館的機能など創意工夫され、有効に活用されることを期待します。

## 【産業観光課】

### (1) 黒姫陸上競技場（商工観光係）

陸上競技場全天候改修工事について業者選定委員会で2工区に分割して工事を依頼することとなりました。10月末に現地視察したところ、計画工程表から2～3日の遅れで作業が進んでいることを確認しました。

2工区とせざるを得なかった理由は、

- ① 起債上、平成27年3月31日までに竣工しなければならないことから、事実上、積雪前に現場作業を終えなければならないこと。
- ② 本年度夏期の営業が前提であったため、実施設計の起案が7月10日、工事開始が9月26日と遅れたこと。
- ③ 町内の業者を指名入札して全工程を1社で選定すると積雪までに間に合わないこと。

等にあります。

その結果、約2か月間で工事を行うこととなり、十分な養生期間と工程管理が可能か懸念されます。また、当該工事は町内の業者を対象にした指名競争入札の1抜け方式のため、第2工区の入札率が99.6%と第1工区の92.7%に比して高くなっています。前年度からの周到な準備を前提とした早期の設計と工事の発注が経済性や効率性の観点から重要です。

### (2) 耕作放棄地の解消（農林畜産係）

耕作放棄地の解消面積について、第5次長期振興計画前期計画によれば、平成26年度の目標値を28haとしており、平成25年度に30haに達したことから対応された農業生産法人等及び関係者の取り組みを評価します。

しかし、耕作放棄地の面積は221.1ha（平成20年調べ）から263ha（平成25年農業委員会調査見込み）へと増加してきており、耕作放棄地になりそうな農地（荒廃農地）を増やさない対策がますます重要となっています。

今後も進む担い手の高齢化が深刻となっています。

農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業委員会等に関する法律など平成25年度の農地に関する諸法令の制定や改正を踏まえ、耕作放棄地解消の抜本的対策を求めます。

## 【建設水道課】

### (1) 土砂災害警戒区域等の指定（建設係）

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況は、以下のとおりです。

|        | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 指定状況         |
|--------|------|--------|--------------|
| 土石流    | 42   | 38     | 平成25年3月18日完了 |
| 急傾斜地崩壊 | 259  | 197    | 平成25年3月18日完了 |

治山堰堤の設置数は 54 基で、上記の警戒区域内に 43 基設置されています。

上記の取り組みを評価します。

今後は以下の点について推進されたい。

- ① 堰堤内の堆積対策など老朽個所の点検補修
- ② ハザードマップの作成など避難体制の整備
- ③ 11 月 12 日に成立した改正土砂災害防止法の周知と対策の推進

## 【信越病院】

### (1) 中間決算における課題

平成 26 年 9 月 30 日の平成 26 年度中間損益計算書によると、医業収益は入院収益の減少により 445 百万余円となり、前年度中間 465 百万余円と比較すると 20 百万余円減少し、95.6%となっています。介護収益は 62 百万余円となり、前年度中間 68 百万余円と比較すると 6 百万余円減少し、90.3%となっています。収益増加対策が課題です。

費用は人件費、材料費、経費に縮減努力の成果が見られます。

会計基準の改正に伴い、退職給付引当金等の特別損失が 412 百万余円計上されたことから中間純損失は 473 百万余円となっています。平成 25 年度の貸借対照表における欠損金 487 百万余円に加算されて倍増することとなり、欠損金の解消対策が課題です。

## 平成 26 年度定期監査日程表

| 実施日          | 対象課等              | 監査対象等             |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 9 月 29 日(月)  | 議会事務局・監査委員事務局     | 調書監査              |
| 10 月 1 日(水)  | 総務課 庶務係           | 文書管理              |
|              | 総務課 全係            | 調書監査              |
| 10 月 6 日(月)  | 総務課 庶務係           | 団体事務              |
|              | 住民福祉課 介護支援係       | 包括支援センター          |
| 10 月 8 日(水)  | 教育委員会 一茶記念館       | 一茶記念館 (現地監査)      |
|              | 教育委員会 子ども支援係      | 柏原保育園 (現地監査)      |
| 10 月 10 日(金) | 教育委員会 全係          | 調書監査              |
| 10 月 14 日(火) | 住民福祉課 全係          | 調書監査              |
| 10 月 22 日(水) | 会計室               | 調書監査              |
| 10 月 28 日(火) | 教育委員会 生涯学習係       | 地域交流施設 (現地監査)     |
|              | 産業観光課 全係          | 調書監査              |
| 10 月 31 日(金) | 産業観光課 商工観光係       | 黒姫陸上競技場の工事監査      |
|              | 産業観光課 農林畜産係・農業委員会 | 耕作放棄地の視察          |
| 11 月 4 日(火)  | 建設水道課 建設係         | 土砂災害警戒区域等指定地の視察   |
|              | 建設水道課 全係          | 調書監査              |
| 11 月 6 日(木)  | 信越病院              | 改正基準に基づく財務諸表・調書監査 |